# 令和2年第1回臨時会

# 一宮町議会会議録

令和2年4月15開会 令和2年4月15閉会

一宮町議会

## 令和2年第1回一宮町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (4月15日)

出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名1
職務のため出席した事務局職員
議事日程
開会の宣告
開議の宣告
議会運営委員会委員長の報告3
議事日程の報告
会議録署名議員の指名4
会期の決定
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決4
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決6
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決8
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決9
閉会の宣告・・・・・・・・・・14
署名議員

# 第1回臨時町議会(第1号)

4月15日 (水)

### 令和2年第1回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

令和2年4月15日招集の第1回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

	1番	Ш	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊
	3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄
	5番	小	林	正	満	6番	鵜	沢	清	永
	7番	鵜	沢	_	男	8番	藤	乗	_	由
	9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳
1	1番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛
1	3番	鵜 野	澤	_	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

 町
 長
 馬
 淵
 昌
 也
 副
 町
 長
 川
 島
 敏
 文

 教
 育
 長
 藍
 野
 和
 郎
 総
 務
 課
 長
 和
 範

 企
 画
 課
 長
 選
 日
 中
 一
 郎

 住
 民
 課
 長
 田
 中
 一
 郎

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡 昇 書 記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 承認第 1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認 を求めることについて

日程第四 承認第 2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の 専決処分につき承認を求めることについて

日程第五 承認第 3号 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第9次)の専決処分に つき承認を求めることについて

日程第六 議案第 1号 外房線上総一ノ宮駅東口請願口設置に関する施行協定の一部

#### 開会 午前10時09分

#### ◎開会の宣告

○議長(小安博之君) 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中、早朝よりお集まりいただき、誠にご苦労さまでございます。

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、緊急事態宣言を発令いたしました。 我が千葉県も対象地域に含まれております。議員の皆様、そして町民の皆様には、初めての ことで不安や戸惑いなど多いと思いますが、不要不急の外出を控えていただき、この困難を 乗り切ってまいりたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまから令和2年第1回一宮町議会臨時会を開会いたします。

#### ◎開議の宣告

○議長(小安博之君) ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(小安博之君) 日程に入る前に、議会運営委員長より、本臨時会の運営について発言 の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長(森 佐衛君) 会期について、議会運営委員会から報告いたします。 本臨時会に提案されるものは、専決処分の承認3件と協定の一部変更1件の合わせて4件 であります。

よって、会期につきましては、本日1日としたいと思います。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

以上です。

○議長(小安博之君) どうもご苦労さまでございました。

#### ◎議事日程の報告

○議長(小安博之君) 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(小安博之君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

1番、川城茂樹君、2番、内山邦俊君、以上、両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長(小安博之君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日の1日といた したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

-----

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第3、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決 処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

御園生税務課長。

○税務課長(御園生加代子君) 承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処 分につき承認を求めることについて、ご説明いたします。

議案つづりの1ページをお開きください。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が令和2年3月31日公布、同4月1日施行されたことに伴い、一宮町税条例について所要の規定の整備が必要になったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点を申し上げます。

まず、第1条でございます。第24条の改正は、個人町民税の非課税の範囲について、「寡

婦」を対象から除き、「ひとり親」を対象に加えるものでございます。婚姻歴のあり、なしによる不公平と、ひとり親の男性、女性の不公平を解消するための改正で、令和3年度分以後の個人住民税について適用するものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

中段の第54条第4項の次に加えます第5項につきまして、所有者が不明な土地等の固定資産台帳への登録、課税、通知に係る規定を新たに整備するものでございます。

下から5行目、第74条の3につきましては、固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの現所有者の申告に係る規定を新たに整備するものでございます。

続きまして、3ページの8行目、第94条の改正は、たばこ税の課税標準についての規定の整備を行うものでございます。

後ほど、本改正条例第2条7ページにて、軽量な葉巻たばこの課税方式を見直すものですが、これによる税負担の増加を緩和するため、2段階に分けて実施するものでございます。 本改正条例は、経過措置期間として令和2年10月からの1年間は、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなし課税するものでございます。

次に、4ページをお開きください。

8行目の附則第10条の2の改正は、固定資産税等の課税標準の特例の改正に伴い、字句の整備、項ずれ等を修正するものでございます。

5ページをお開きください。

中段12行目の附則第11条からは、改元対応により改正するものでございます。

6ページをお開きください。

1行目、附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のため、土地等を譲渡した場合の 長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限が3年延長されたことに伴い、改正するものでご ざいます。

5行目の本改正条例の第2条でございます。第19条から第48条、次の7ページにつきましては、地方税法の改正に伴い、字句及び項ずれを修正するものでございます。

下から7行目の第94条、本条例改正の第2条になりますが、第94条の改正でございます。 先ほど、本改正条例の第1条でご説明をいたしました、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直 しでございます。1本当たり1グラム以下の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算 することとし、経過措置終了後の令和3年10月1日から実施するものでございます。

次に、本改正条例3条でございます。8ページに続きまして、平成31年に制定した一宮町

税条例等の一部を改正する条例について、地方税法の改正に伴い、第24条の規定を整備し、併せて改元対応するものでございます。

同じく8ページ下段からの附則につきましては、施行期日、9ページ中段は、それぞれの 改正に伴う経過措置の規定、11ページの中段は、平成27年から30年に制定した一宮町税条例 等の一部を改正する条例についての改元対応でございます。

主な改正点は以上でございます。

本条例の施行期日は、一部を除きまして原則、令和2年4月1日でございます。 以上で説明を終わります。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき 承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を 改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長(鎗田浩司君) 承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

議案つづりの13ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法施行例の一部を改正する政令が令和2年3月31日に

公布されたことなどに伴い、本条例についても一部改正が必要となり、地方自治法第179条 第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、 承認を求めるものでございます。

改正の主な内容でございますが、大きく2つほどございます。

まず1点目といたしまして、1行目の第2条第2項ただし書中、同条第4項ただし書中、 3行目の第21条中の改正でございますが、課税限度額の見直しとなります。こちらは国保税 の構成のうち、医療分を61万円から63万円とし、介護分を16万円から17万円に引上げをする ものでございます。

次に、2点目といたしまして、3行目の終わりの同条第2号中、4行目の同条第3号中の改正でございますが、国保税の軽減措置についての見直しとなります。こちらは所得に応じて、均等割額等について7割、5割、2割と一定割合の軽減をするものですが、今回の改正では、被保険者数に掛ける金額を、5割軽減分については28万円から28万5,000円とし、2割軽減分については51万円から52万円に引上げをするものでございます。なお、改正後の規定については、令和2年度分の国民健康保険税から適用となるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

- ○8番(藤乗一由君) この改正に伴って、対象がどのくらい変わってくるのかと、今の時点で想定される。ですから、昨年の収入ということが基準になるかと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。
- ○議長(小安博之君) 鎗田住民課長。
- ○住民課長(鎗田浩司君) 今回の改正で、大きく2点ほど改正がございました。軽減措置のほうの影響額ですが、延べ世帯数で18世帯で、影響額といたしましては23万円ほどございます。

課税限度額のほうにつきましては、医療分のほうが29世帯、金額のほうが56万円程度、あと、介護分のほうが10世帯、影響額のほうが約8万円ほどございます。

以上でございます。

○議長(小安博之君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第5、承認第3号 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第9 次)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、承認第3号 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第 9次)の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明いたします。

議案つづりの17ページをお願いいたします。

令和元年度一宮町の一般会計補正予算(第9次)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

18ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。こちらにつきまして、歳入の15款国庫支出金、 2項国庫補助金を1,300万円減額し、16款県支出金、2項県補助金に1,300万円を追加するも のでございます。

内容につきましては、20ページ、21ページをお開きください。

21ページの説明欄でございますが、農地農業用施設災害復旧費補助金の財源科目を、15款 国庫支出金、2項国庫補助金、6目災害復旧費国庫補助金から、16款県支出金、2項県補助 金、8目災害復旧費補助金に組み替えるものです。

これは弁天池復旧に係る委託料、工事請負費について、3月議会において予算計上、それ

から繰越明許を設定したものでございますが、歳入において16款県支出金に計上すべきとこ ろを、誤って15款国庫支出金に計上してしまったため、財源組替えを地方自治法179条第1 項の規定により専決処分したものでございます。

説明は以上です。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、承認第3号 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第9次)の専決処 分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第6、議案第1号 外房線上総一ノ宮駅東口請願口設置に関する 施行協定の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邉企画課長。

○企画課長(渡邉高明君) それでは、議案第1号 外房線上総一ノ宮駅東口請願口設置に関 する施行協定の一部変更についてをご説明申し上げます。

議案第1号 外房線上総一ノ宮駅東口請願口設置に関する施行協定の一部変更について。 次のとおり施行協定の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産 の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年4月15日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

本協定の一部変更につきましては、平成30年11月6日に議決し、東日本旅客鉄道株式会社

と締結した協定内容に変更が生じたことから、変更協定の締結について議会の議決を求める ものでございます。

1としまして、委託名でございますが、外房線上総一ノ宮駅東口請願口の設置工事委託。

2、変更内容ですが、変更事項は協定金額及び工程となります。変更前金額は6億8,317万2,000円、変更後の金額は5億9,319万6,000円で、8,997万6,000円の減額です。

また、変更前工程は、平成30年11月6日から令和3年3月31日まで、変更後の工程は、平成30年11月6日から令和2年11月30日までとなり、4か月短縮するものです。

金額の主な変更の理由でございますが、仮設工法や施工時間の見直しによるコストダウンと埋設支障物の撤去、移設が不要となったものです。工程は、当初計画よりも順調に工事が進んだことから短縮したものです。

説明は以上です。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

5番、小林正満君。

○5番(小林正満君) 5番、小林です。

外房線上総一ノ宮駅東口の請願口設置工事の、この詳細について質問いたします。

ここに頂いた詳細、6億8,317万2,000円から8,997万6,000円引いて5億9,319万6,000円という、こういう詳細あるんですが、もっとこれ、9,000万近い金額が下がるということは非常にいいことなんですけれども、もう少し詳しい詳細、明細というのはないんでしょうか。

- ○議長(小安博之君) 渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) ただいまの小林議員のご質問にお答えします。

8,900万ほどのこの減額の詳細ということなんですが、JR側から補足事項としまして、 5点ほどの主な理由ということで説明を受けてございます。

1点目としましては、仮設ホームに使用する資機材を変更することで約300万ほどのコストダウンを図ったということで、2点目としましては、工事用の防護工において、計画の段階では電車の運転、保安を確保するため、夜間工事での施工を予定していましたが、計画を見直し、昼間に工事を実施することで約1,300万円のコストダウンを図ったと。

3点目としましては、新設跨線橋階段基礎工及び新設跨線橋については、計画の際は地中 等から予測されない支障物が発見され、その支障物に係る撤去、移転費用を含めて積算して おりましたが、既に完了した工事箇所において、不測の支障物等は発見されないことから、 約4,600万円の減。

4点目としましては、エレベーター工事において、計画時の概算と実契約に差額が生じた ため、約400万の減。

5点目としましては、仮設ホーム工において、ホーム上における掘削、土留め工の工法を変更することで約1,100万のコストダウンを図ったということで、この辺が主な下がった根拠ということで、こちらの金額と、あと、その減額要因となる図面のほうを提示をいただいているところでございます。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 小林正満君。
- ○5番(小林正満君) 説明ありがとうございます。

そうしますと、減額された内訳等は説明で分かりましたけれども、当初この6億8,317万 2,000円の内訳的なものも、この程度なんでしょうか。

- ○議長(小安博之君) 渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) ただいまの当初の設計の内訳ということで、こちらにつきましては、平成27年度にJR東日本コンサルタンツ株式会社に、こちらの詳細設計ということで設計を委託しておりまして、そちらの設計書はうちのほうにございますが、この9,000万下がったところの精算というんですか、変更のところの内訳というのは、今は町のほうにはございませんが、当初の6億8,000万の内訳でございましたら、設計書として企画課のほうで管理してございます。
- ○議長(小安博之君) ほかにございませんか。 8番、藤乗一由君。
- ○8番(藤乗一由君) 同様に、これに関してなんですけれども、当初の見積りから比較しまして、昨年の時点で金額が変わって、1年後にまたここでその予算よりも10%以上、10数%ですが、変更になっているということなんですけれども、工程から考えると、まだ日数、事実あるわけですけれども、この工程内、あるいは工程後での変更というのが、さらにまたこれからどれだけあるんでしょうか。いつ頃、何回ぐらいあり得るのかということが、どの程度分かっているのか、想定できるのかということですね。

といいますのは、あまりに何度も何度も要するに変更になって、しかも、金額が今回は大変大きいということで、安くなるのは確かにいいことなんですけれども、信頼性という意味で本当にそれでいいのかということが問われてくると思うんですね。

といいますのは、あまり金額が高いので、町民の中には西口が駅舎の改修が同時に行われているので、それも入っているんじゃないかというようなことをおっしゃる方もいらっしゃるわけです。

そういったことを含めて、頻繁にこういうことになりますと、JRさん、どうなっているのということもあると思うんですが、町は、行政はどうなっているのという、そういう意味での信頼性というのも損なわれてくるんではないかなというところもあります。その辺のところをどう考えているのかということ、2点ですね。お願いします。

- ○議長(小安博之君) 渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) それでは、藤乗議員のご質問にお答えいたします。

まず、本協定でございますが、全体の、今回変更のほうの協定を示させていただいている協定書に基づいて、全体の協定がされておるところでございますが、これとは別に、各年度ごとに年度施工協定というものを結んでおりまして、今回は、昨年度の年度協定を基に委託したところなんですけれども、その精算で工事費が下がったと。全体の協定額が下がってございますので、今回2020年分の、6月に今向けて工事をする分ですね。そちらの施工協定のほうを結ぶに当たりまして、全体の額が変わりましたので、こちらの変更を1回かけて、2020年度の施工協定のほうを結ぶというふうな方向で進んでおります。

質問にありました、変更がこの後何回想定されるんだというところでございますが、6月に順調に終わったとしまして、その後精算をしまして、最終的な2020年の施工協定の精算ができた段階で全体の額が決まりますので、最低あと一度、一番最終的な変更の協定について、皆さんのご審議をいただくという予定になっております。

以上でございます。

- ○議長(小安博之君) ほかにございませんか。 8番、藤乗一由君。
- ○8番(藤乗一由君) 後のほうの部分、変更があまりに頻繁で金額もというような部分で考えると、行政の信頼性が損なわれる可能性もあるということに関して、どういうふうにお考えかという部分についてお答え願います。
- ○議長(小安博之君) 渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) 協定書のほうにも、実は条項にもうたってございますが、この工事については公益性の高い工事として、一宮町とJR側で透明性に十分配慮して行うようということで条項を行っておりますので、そこで信頼ということでいただけたらとは思ってお

りますが。

- ○議長(小安博之君) 藤乗一由君。
- ○8番(藤乗一由君) 私が申し上げたい部分としましては、説明の仕方を、ここの中で決めるわけですけれども、議会の中でね。でも、広報は町民の皆様全般にしていかなければいけないわけですから、そこのところの説明の仕方を、原因もきちんと分かるようにしていただきたいなと、誤解のないように。その辺のところをどういうふうにお考えなのかなというところをお答えいただきたかったんですが、そういうところをちょっと注意して、今後進めていただきたいと思います。
- ○議長(小安博之君) 藤乗議員、答弁はいいですか。
- ○8番(藤乗一由君) はい。
- ○議長(小安博之君) ほかに。4番、大橋照雄君。
- ○4番(大橋照雄君) 4番、大橋です。

今その契約が、契約というんですか、これは締結なんですけれども、順次変わるという説明は、私なんかは聞いていなかったんですけれども、そういう説明が不十分じゃないかと。

それから、4か月も早く終わるということになりますと、最初の頃たしか時間がないんで、 急ぎ、急ぎという話を盛んにしていました。それから、近隣市町村にお願いするのも、時間 がなかったからできなかったという説明があったんですが、この辺がかなりおっしゃってい ることと食い違いが出てくる。

そうすると、行政としてもかなり責任があるんじゃないかということが非常に出てくるんですが、その辺の考えはどうなんでしょうか。

- ○議長(小安博之君) 渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) 当初、その変更が生じるとかというのは、うちのほうも当初の協定の中では、当然その当初協定どおり進めていく予定でいましたが、今回のケースのように工事費が下がったというところの精算をすると、工程も当初より大幅に短縮されたというところを鑑みますと、その事実が分かった段階で契約のほうの変更をして、今の精算に近いものをお示ししているわけですので、その辺をご理解いただきたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。
- ○議長(小安博之君) 4番、大橋照雄君。
- ○4番(大橋照雄君) その一連の流れを見ると、契約する能力がない人を契約したみたいな

感じになっちゃうんですが、その辺はどういう見解なんですかね。

- ○議長(小安博之君) 企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) 基本的には工事、どのような工事もそうですけれども、当然発注して、それを受けて、工事を受けるわけですけれども、当然不測の状態とか、途中で変更が生じたりというのは、必ずどのような工事でも起こると思うので、その都度協議して、JR側と町で正式なルールにのっとって、こちらの工事を進めている、協定を進めているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(小安博之君) ほかにございませんか。 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 急いでいるということについてのご質問があったかと思いますんですけれども、6月末までに完成させるということが、当初よりのこれが至上命令であって、それで、私どもも大変スケジュールがタイトであるというふうに認識したわけであります。

そのことについては、今回全く変更がありませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長(小安博之君) 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第1号 外房線上総一ノ宮駅東口請願口設置に関する施行協定の 一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

\_\_\_\_\_\_

◎閉会の宣告

○議長(小安博之君) 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、令和2年第1回一宮町議会臨時会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時43分